

鯖江広域衛生施設組合格約

第1章 総則

(組合の名称)

第1条 この組合は、鯖江広域衛生施設組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、次に掲げる市町（以下「組織市町」という。）をもって組織する。

鯖江市・池田町・越前町

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合が共同処理する事務および当該事務に関係を有する市町(以下「関係市町」という。)は別表に掲げるとおりとする。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は鯖江市に置く。

第2章 組合の議会

(組合の議会の組織および議員の選挙の方法)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、14人とし、組織市町の議会において、議員のうちからそれぞれ次のとおり選挙する。

鯖江市 8人

池田町 2人

越前町 4人

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった議員を選挙した組織市町の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

(議員の任期)

第6条 組合議員の任期は、組織市町の議会議員の任期とする。

(特別議決)

第7条 組合の議会の議決すべき事件のうち、組織市町の一部に係るものの事件については、関係市町から選出されている議員の出席者の過半数の賛成を含む出席議員の過半数でこれを決する。

第3章 組合の執行機関

(執行機関の組織および選任の方法)

第8条 組合に、管理者1人、副管理者2人、参与1人および会計管理者1人を置く。

- 2 管理者は、鯖江市長の職にある者をもって充てる。
- 3 副管理者は、組織市町長の互選による者および鯖江市副市長の職にある者をもって充てる。
- 4 参与は、管理者および副管理者以外の組織市町長の職にある者をもって充てる。
- 5 会計管理者は、鯖江市会計管理者の職にある者をもって充てる。
- 6 管理者、副管理者および参与の任期は、当該市町におけるそれぞれの職の任期とする。

(事務局)

第9条 組合事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長その他の職員を置く。
- 3 前項の職員は管理者がこれを任免する。
- 4 第2項の職員の定数は条例でこれを定める。ただし、臨時または非常勤の職員についてはこの限りでない。

(監査委員)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

- 2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て組合議員のうちから選任する者1人および鯖江市の知識経験を有する監査委員の職にある者1人をもって充てる。
- 3 監査委員の任期は、組合議員のうちから選任された者にあつては、当該組合議員の任期とし、鯖江市の知識経験を有する監査委員の職にある者にあつては、当該鯖江市の監査委員の任期とする。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

第4章 重要な議決事件の通知

(関係市町長に通知する事件)

第11条 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第211条の2第4号により、規約で定める重要な事件は、次に掲げるものとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づき条例で定める契約を締結すること。
- (2) 地方自治法第96条第1項第8号の規定に基づき、条例で定める財産の取得または処分をすること。

第5章 組合の経費

(経費支弁の方法)

第12条 組合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 組織市町の負担金
- (2) 補助金
- (3) 使用料、手数料およびその他の収入

(負担金)

第13条 前条第1号の負担金は、管理者が組合議会の議決を経て定める。

附則

- 1 この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。
- 2 この組合は、昭和58年3月31日をもって解散する鯖江隔離病舎組合・鯖江今立清掃施設組合・鯖江今立丹生葬斎施設組合および鯖江丹生環境施設組合の事務を承継する。

附則（昭和61年福井県指令地第383号）

この規約は、公布の日から施行する。

附則（昭和63年福井県指令地第817号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附則（平成3年福井県指令市第449号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附則（平成11年福井県指令第449号）

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

附則（平成17年福井県指令市第64号）

この規約は、平成17年2月1日から施行する。

附則（平成17年福井県指令市第1372号）

この規約は、平成17年10月1日から施行する。

附則（平成18年福井県指令市第61号）

この規約は、平成18年2月1日から施行する。

附則（平成19年福井県指令市第61号）

この規約は、福井県知事の許可のあった日から施行する。

附則（平成20年福井県指令市第44号）

この規約は、平成20年4月1日から施行する。

附則（令和8年福井県指令第1996号）

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

別表

組合の共同処理する事務

共同処理する事務	関係市町
1 し尿処理施設の設置および管理運営に関する事務	鯖江市・池田町・越前町
2 火葬場の設置および管理運営に関する事務	鯖江市・越前町
3 ごみ処理施設およびそれに付帯する体育施設の設置および管理運営に関する事務	鯖江市・越前町
4 汚泥処理施設の設置および管理運営に関する事務	鯖江市・池田町・越前町